

宿泊税の主な使い道

宿泊税とは

福岡市内のホテルなどに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される法定外目的税。「観光・MICE推進プログラム」に記載されている「九州のゲートウェイ都市機能強化」、「2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用に充てられる。

九州のゲートウェイ都市機能強化

- ・マリンメッセ福岡B館等の整備 (770百万円)
- ・観光客等の移動円滑化施策の推進 (94百万円)
- ・Fukuoka City Wi-Fiの拡充 (91百万円)
- ・デジタルサイネージを活用した
情報発信の強化 (60百万円)
- ・観光案内機能の強化 (29百万円)
- ・九州広域連携集客 (26百万円)

大型MICE等集客拡大

- ・グローバルMICE誘致強化 (99百万円)
- ・魅力あるナイトコンテンツの創出 (80百万円)
- ・文化芸術を活用した販わい創出 (28百万円)
- ・文化財を活用した魅力ある
観光資源の創出 (24百万円)
- ・繁華街対策 (14百万円)
- ・災害時の観光客対応強化 (9百万円)

持続可能な観光振興

- ・海辺を活かした観光振興 (429百万円)
- ・観光地におけるマナー啓発・受入改善 (42百万円)
- ・健全な民泊の普及推進 (38百万円)
- ・宿泊事業者受入環境充実の支援 (37百万円)
- ・公衆トイレ環境の向上 (28百万円)
- ・(再掲)観光客等の移動円滑化施策の推進 (94百万円)

総事業費約 **22** 億円

(宿泊税の賦課徴収に要する経費(約1億円)除く)
※令和2年度宿泊税歳入見込額 約18億円